

徳島県個人情報保護審査会答申第140号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成30年5月21日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「私が県にH28年度以後に情報公開請求と個人情報開示請求した決定に対する審査請求に関して、県が現在裁決したもの 請求書から裁決書送付まで経緯経過が分かる書類全部」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年6月4日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報のうち、にぎわいづくり課に係るものについて、当該情報を作成又は取得しておらず、保有していないため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年6月5日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和4年7月8日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

枉法行為^{おう}を確認したため。

2 審査請求の理由

条例第20条第3項の規定により拒否と決定したが、あるべき書類がないため。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件決定の理由については次のとおりである。

本件請求は、審査請求人が実施機関に対し、平成28年度以降に行った公文書公開

請求及び個人情報開示請求に係る審査請求のうち、裁決した審査請求の、請求から裁決書の送付までの経緯が分かる書類を求めていると解される。

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について、本件請求があった平成30年5月21日時点において、裁決まで終了している審査請求はないことから、作成又は取得しておらず、保有していないとして、条例第20条第3項により本件決定を行った。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る個人情報を保有していないと主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る個人情報開示請求書及び審査請求書の記述によると、本件請求に係る保有個人情報の内容は、審査請求人が情報公開請求及び個人情報開示請求を行った事案のうち、平成28年度以後に審査請求し、平成30年5月21日現在で裁決まで終了している事案に関する書類と解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

実施機関によると、にぎわいづくり課に係る審査請求については、平成30年5月21日時点では裁決が終わっておらず、本件請求に係る保有個人情報は保有していなかったとのことである。

これに対し、審査請求人は、あるべき書類がないと主張し、審査請求を行っている。

審査会が審査請求人のこれまでの審査請求状況を調査したところ、平成〇年度以降に審査請求した事案のうち、実施機関のにぎわいづくり課に係る審査請求については、平成30年5月21日時点で裁決が終了している事案はなかった。

以上により、本件請求に係る保有個人情報を保有していないとする実施機関の説明に間違いはなく、本件請求に係る保有個人情報を保有していないとして行った実施機関の本件決定は妥当であると判断する。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和4年7月 8日	諮問

同 年7月22日	審議 (第143回審査会)
同 年9月16日	審議 (第144回審査会)

徳島県個人情報保護審査会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
岩 田 晴 美	四国大学生生活科学部教授	令和4年8月1日から
遠 藤 理恵子	弁護士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学人間生活学部教授	
竹 原 大 輔	弁護士	
田 中 里 佳	公認会計士, 税理士	
松 永 満佐子	四国大学名誉教授	令和4年7月31日まで